

# 第154回東京都自然環境保全審議会

## 速 記 録

2023年12月26日（火）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

(午後2時00分開会)

○松岡計画課長 お待たせいたしました。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第154回「東京都自然環境保全審議会」を始めさせていただきます。

事務局を務めさせていただきます、環境局自然環境部計画課長の松岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は御多忙の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日もウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げます。

都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声途切れる場合がありますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

何か不具合がありましたら、事前にお知らせしております連絡先に御連絡をお願いいたします。

続いて、会議中のお願いでございますが、会議中は、常にミュートの状態としていただきますよう、お願いいたします。

また、カメラにつきましては、通信状況の悪化を防止する観点から、カメラを切った状態にさせていただければと思います。

御発言になる場合は、Zoomの「挙手機能」の「手を挙げる」を使用してお知らせください。その際、カメラをオンにしてお待ちいただけますと助かります。

会長が御指名いたしましたら、ミュートを解除して御発言いただきますよう、お願いいたします。

さて、会議に先立ちまして、新たに本審議会の委員に御就任いただいた方を事務局より御紹介させていただきます。

お手元の第26期委員名簿に星印を記載してございます。

事務局から御紹介をさせていただきます。お名前をお呼びしましたら「ビデオ開始」にしてください、ミュートを解除してお返事いただきますよう、お願いいたします。

それでは、田村委員。

○田村委員 よろしく申し上げます。

○松岡計画課長 よろしく申し上げます。

続きまして、アオヤギ委員。

○アオヤギ委員 アオヤギです。

よろしく申し上げます。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、宮瀬委員。

宮瀬委員は、まだこちらに入られていないようでございます。後ほど御紹介させていただきますければと思います。

続きまして、定足数について御報告いたします。

本日は、委員、臨時委員39名中28名の方に御出席いただいておりますので、規定により会議は成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本日御出席いただいております委員を御紹介させていただきます。

新たに御就任いただいた方は御紹介させていただきましたので、その他の委員の方を名簿の順番にお呼びいたします。お名前をお呼びしましたら「ビデオ開始」にさせていただき「ミュート解除」にしてお返事いただきますよう、お願ひいたします。

初めに、石井委員。

○石井委員 石井でございます。

よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

板寺委員。

○板寺委員 板寺と申します。

よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

一ノ瀬委員。

○一ノ瀬委員 一ノ瀬です。

すみません。今、カメラがオンにならないのですが、よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 お願ひいたします。

入交委員。

○入交委員 入交です。

よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

神山委員。

○神山委員 神山でございます。

よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

木川田委員。

○木川田委員 木川田です。

よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 お願ひいたします。

窪田委員。

○窪田委員 窪田です。

よろしくお願ひします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひします。

小柳委員。

○小柳委員 小柳です。

よろしくお願ひします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

下村委員。

○下村委員 下村です。

よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

高田委員。

○高田委員 高田です。

今日はカメラオフで失礼します。

よろしくお願ひします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

田尻委員。

○田尻委員 田尻です。

よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

益子委員。

○益子委員 益子でございます。

よろしくお願ひいたします。

- 松岡計画課長 よろしく願いいたします。  
安川委員。
- 安川委員 安川です。  
よろしく願いいたします。
- 松岡計画課長 よろしく願いいたします。  
山崎靖代委員。
- 山崎（靖）委員 山崎です。  
どうぞよろしく願いいたします。
- 松岡計画課長 よろしく願いいたします。  
森村委員。
- 森村委員 森村です。  
よろしく願いいたします。
- 松岡計画課長 よろしく願いいたします。  
古城委員。
- 古城委員 都議会公明党の古城まさおでございます。  
よろしく願いいたします。
- 松岡計画課長 よろしく願いいたします。  
小林洋子委員。
- 小林（洋）委員 小林洋子です。  
よろしく願いいたします。
- 松岡計画課長 よろしく願いいたします。  
師岡委員。
- 師岡委員 師岡でございます。  
よろしく願いいたします。
- 松岡計画課長 よろしく願いいたします。  
飯田委員。
- 飯田委員 （音声不良）
- 松岡計画課長 すみません。音声の調子があまりよろしくないようでございます。  
ありがとうございました。  
続きまして、川谷委員。

○川谷委員 都民委員の川谷です。

どうぞよろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

藤間委員。

○藤間委員 藤間利明です。

どうぞよろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

松井委員。

○松井委員 松井でございます。

よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

相原委員。

○相原委員 相原と申します。

よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

石田委員。

○石田委員 石田です。

よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

小林達明委員。

○小林（達）委員 小林達明です。

よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

澤井委員。

○澤井委員 澤井です。

よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

須田委員。

○須田委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

竹下委員。

○竹下委員 竹下です。

よろしくお願ひします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

田島委員。

○田島委員 よろしくお願ひします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

布山委員。

御欠席のようでございます。失礼しました。

八尾委員。

○八尾委員 東京都猟友会の八尾でございます。

よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

山田委員。

○山田委員 山田です。

よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

まだお名前をお呼びになっらっしゃらない方はいらっしゃいませんか。

もしいらっしゃるとしたら「挙手機能」をお願ひできればと思います。大丈夫そうですか。

どうもありがとうございました。

それでは、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局の幹部職員を御紹介いたします。

初めに、環境局長の栗岡でございます。

○栗岡環境局長 よろしくお願ひします。

○松岡計画課長 自然環境部長の和田でございます。

○和田自然環境部長 和田でございます。

よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 自然環境部緑環境課長の茂野でございます。

○茂野緑環境課長 緑環境課長の茂野でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 計画担当課長の青山でございます。

○青山計画担当課長 青山でございます。

よろしくよろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 生物多様性戦略推進担当課長の大野でございます。

○大野生物多様性戦略推進担当課長 大野でございます。

よろしくよろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 野生生物担当課長の佐藤でございます。

○佐藤野生生物担当課長 佐藤です。

どうぞよろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 自然公園担当課長の上中でございます。

○上中自然公園担当課長 上中でございます。

よろしく申し上げます。

○松岡計画課長 多摩環境事務所長の近藤でございます。

○近藤事務所長 近藤でございます。

よろしくよろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 多摩環境事務所環境改善課長の黒瀬でございます。

○黒瀬環境改善課長 黒瀬です。

よろしくよろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 水環境課長の大久保でございます。

○大久保水環境課長 水環境課長の大久保です。

よろしくよろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 以上で、事務局職員の紹介を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、傍聴の申出があり、ウェブで傍聴されますので、お知らせいたします。

それでは、石井会長、審議会の開会をお願いいたします。

○石井会長 それでは、第154回「東京都自然環境保全審議会」を開会いたします。

本日は、傍聴を希望される方がいらっしゃいます。

審議会運営要領第6により、この会議は公開となっておりますので、ウェブでの傍聴を認めたいと思います。

事務局は、傍聴人の入室をお願いします。

(傍聴人入室)

初めに、委員の皆様へのお願いとなりますが、本審議会は、都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査審議することを目的として設置されたものでありますので、本日の審議に当たりましても、自然の保護と回復を図るという観点から御審議をいただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

では、事務局より資料の確認をお願いします。

○松岡計画課長 承知いたしました。

事前に送付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

資料1～5まで一まとめにしておりますが、資料1が「渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置についての申請概要」。

資料2が「渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削についての申請概要」。

資料3が「杉並区和泉の温泉動力の装置についての申請概要」。

資料4が「墨田区堤通の温泉動力の装置についての申請概要」。

資料5が「許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について」でございます。

続きまして、参考資料1～3が「東京都における温泉の審査基準等に関する資料」となります。

このほか、会議資料と委員名簿をお送りしてございます。

それから、傍聴者の皆様には、資料を都のホームページから閲覧いただけるようにしております。ホームページのURLは、先日、メールでお知らせしておりますので、そちらを御確認ください。

資料の説明は以上となります。

○石井会長 それでは、これより議事に入ります。

諮問第451号、452号、454号及び484号の温泉部会の案件について審議を行います。

事務局からの説明の後、部会にて審議していただいた内容を益子温泉部会長から御報告をお願いしたいと思います。

では、事務局より説明をお願いします。

○大久保水環境課長 改めまして、自然環境部水環境課長の久保でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、諮問案件の御説明をさせていただきます。

今回の諮問案件は、温泉掘削が1件。

温泉動力の装置が3件の合計4件でございます。

御説明の流れとしましては、まず事務局より、お手元の資料1～4の申請概要4件を一括して御説明させていただきます。

その後、益子温泉部会長より、資料5の「許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について」4件一括して御説明いただきます。

なお、最初に御説明する3つの案件、諮問第451号、452号、454号につきましては、平成31年度に申請がなされたもので、温泉部会において3回審議がなされ、令和元年12月に行われました自然環境保全審議会に判断結果を一度御報告したものでございます。

本3案件は、近傍における申請でございまして、制限距離内に位置しております。

当時、令和元年の温泉部会で行われました3回の審議では、3者の申請揚湯量の合計が審査基準に適合しておらず、3者間で協議することをお願いしましたが、揚湯量については、合意には至りませんでした。

一方で、それ以外の項目が審議により許可相当と判断できましたため、温泉部会としましては、揚湯量等について一定の条件を付した条件付許可相当と判断し、令和元年12月に行われました自然環境保全審議会において判断結果を御報告いたしました。

しかし、直前に申請者側から審議継続希望の申出があったことから、最終的に3案件は温泉部会に差し戻されまして、事業者間で揚湯量配分に関する協議を続けていただいております。

そして、このたび、長期間にわたる協議が成立し、3者それぞれから申請揚湯量を修正するとの御報告がありました。

これを受けまして、令和5年10月17日の温泉部会において、申請揚湯量を修正した内容で審議が行われまして、今回、審議会に再度お諮りする次第でございます。

それでは、順番に御報告してまいります。

まず、資料1を御覧ください。

諮問第451号、渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置について御説明いたします。

申請者は、高井宏彰。

目的は、公衆浴場へ供給すること。

申請地は、渋谷区笹塚二丁目地内でございます。

既設の地下水井戸を分析しました結果、温泉に該当したため、平成16年8月に温泉動力の

装置許可を1日の揚湯量30立方メートルで得ておりますが、今回、揚湯量の増量を申請しているものとなります。

温泉井戸の概要としましては、深さ100メートル。

泉温は16.7度。

泉質名はございませんが、メタケイ酸の項により、温泉に適合しております。

申請する動力でございますが、出力3.7キロワット。

吐出口断面積19.7平方センチメートル。

吐出量が毎分190リットルでございます。

揚湯量は、平成31年度の申請時点では、日量100立方メートルで申請されましたが、協議の結果、日量55立方メートルを予定しております。

なお、揚湯試験の結果、得られた適正揚湯量は毎分86.4リットルでございます。

申請地周辺の状況でございますが、土地は、申請者の所有の土地でございます。

周辺の概況としましては、2ページの写真①の周辺状況のとおり、住宅街となっております。

また、周辺1,000メートル以内の状況でございますが、図2を御覧ください。

本申請地の点を星。

この後、御説明します諮問第452号の申請地点をオレンジの四角。

諮問第454号の申請地点を緑の四角。

湧水を青の丸。

申請者から半径1,000メートルの範囲を赤の円で示しております。

半径1,000メートルの範囲において既存源泉はございませんが、諮問第452号の申請地点が約200メートル。

諮問第454号の申請地点が約900メートルの距離でございます。

水道水源井戸など、特別に配慮を要する井戸はございません。

また、湧水は1か所ございますが、地域の環境保全のため重要な役割を持つとして、区市町村が指定等をするものではございません。

本申請の概要は、以上でございます。

続きまして、次の案件に移ります。

資料2を御覧ください。

諮問第452号、渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削について御説明いたします。

申請者は、櫻護謨株式会社。

目的は、新規温浴施設へ供給すること。

申請地は、渋谷区笹塚一丁目地内でございます。

掘削工事の内容は、湧出路の口径が151.0～102.3ミリメートル。

湧出路の深さ1,500メートル。

施工方法は、ロータリー式垂直掘削です。

温泉の利用計画ですが、新たに建設する温浴施設の浴槽に供給する予定です。

揚湯量は、平成31年度の申請時点では、日量120立方メートルで申請されましたが、協議の結果、日量40立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者の所有です。

周辺の状況といたしましては、2ページ目の写真でございますように、住宅や商業施設等が立地しております。

また、周辺1,000メートル以内の状況ですが、図2を御覧ください。

本申請地の地点を星。

先ほど御説明しました、諮問第451号の申請地点を赤の四角。

諮問第454号の申請地点を緑の四角。

湧水を青の丸。

申請者から半径1,000メートルの範囲を赤の円で示しております。

半径1,000メートルの範囲に、諮問第451号の申請地点が約200メートル。

諮問第454号の申請地点が約950メートルの距離にございます。

水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸はございません。

湧水は1か所ございますが、地域の環境保全のため重要な役割を持つとして、区市町村等が指定するものではございません。

本申請の概要は、以上でございます。

続きまして、資料3を御覧ください。

諮問第454号、杉並区和泉の温泉動力の装置について御説明いたします。

申請者は、有限会社ユノラク。

目的は、公衆浴場へ供給すること。

申請地は、杉並区和泉地内でございます。

申請の経緯といたしましては、地下水井戸として公衆浴場で利用されてきましたが、泉質

を分析したところ、温泉に該当したため、今回、温泉として申請するものでございます。

温泉井戸の概要としましては、深さが88メートル。

泉温は16.5度。

泉質名はございませんが、メタケイ酸の項により、温泉に適合しております。

申請する動力は、出力3.7キロワット。

吐出口断面積19.7平方センチメートル。

吐出量は毎分220リットルです。

揚湯量は、平成31年度の申請時点では日量70立方メートルで申請されていましたが、協議の結果、日量55立方メートルを予定しております。

なお、揚湯試験の結果、得られた適正揚湯量は毎分163.2リットルでございます。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地です。

周辺の状況といたしましては、2ページ目の写真①のとおり、住宅や幹線道路が位置しているところでございます。

また、周辺1,000メートル以内の状況ですが、図2を御覧ください。

本申請地の点を星。

諮問第451号の動力の装置許可申請地点を赤の四角。

諮問第452号の申請地点をオレンジの四角。

申請者から半径1,000メートルの範囲を赤の円で示しております。

半径1,000メートルの範囲に、諮問第451号の申請地点が約900メートル。

諮問第452号の申請地点が約950メートルの距離にあります。

水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸はございません。

湧水もございません。

本申請の概要は、以上でございます。

以上が、冒頭に申し上げました3つの案件となります。

では、最後の案件に移らせていただきます。

資料4を御覧ください。

諮問第484号、墨田区堤通の温泉動力の装置について御説明いたします。

申請者は、株式会社アトラ。

目的は、新規温浴施設へ供給すること。

申請地は、墨田区堤通地内でございます。

当温泉の掘削につきましては、令和4年2月22日付で許可され、工事は令和4年10月17日に完了しております。

温泉井戸の概要としましては、深さ1,500メートル。

泉温は40.0度。

泉質名は、含ヨウ素-ナトリウム-塩化物強塩温泉です。

申請する動力は、出力5.5キロワット。

吐出口断面積5.98平方センチメートル。

吐出量は毎分50リットルです。

揚湯量は、日量49.25立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は、所有者の承諾を得ているものでございます。

周辺の状況としては、マンションや住宅、商業施設等が立地しております。

周辺1キロメートル以内の状況については、2ページ目の図2を御覧ください。

申請地点を星。

半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しています。

半径1キロメートルの範囲において、源泉井戸はございません。

水道水源井戸等、配慮を要する井戸もございません。

湧水もございません。

本申請の概要は、以上でございます。

以上、今回御審議いただく4件の諮問案件について、まとめて御説明させていただきました。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、審議結果について、益子温泉部会長から御報告をお願いいたします。

○益子委員 温泉部会長の益子でございます。

これから御説明いたします4件のうち、最初の3件については、先ほど事務局から説明がありましたとおり、平成31年度の温泉部会において審議を行い、その後は事業者間で揚湯量について協議を行い、協議が整った後、令和5年10月17日の第2回「温泉部会」において審議を行いました。

また、最後の4件目については、令和5年7月21日の第1回「温泉部会」において審議を行いました。

私からは、資料5の許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について御説明い

たします。

まず、温泉法の許可基準について御説明いたします。

温泉法は、貴重な資源である温泉の保護を図ることを目的としております。

このため、温泉掘削等の許可に当たっては、高度な専門的知識を要するものであるため、審議会等の意見を聞くこととしております。

温泉法の許可基準としましては、温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼすと認めるとき、掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準に適合しないもの、公益を害するおそれがあると認められるときのほかは、許可を与えなければならないとなっております。

東京都では、このうち、温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないこと、公益を害するおそれがないことの2つの許可基準について、審査基準を2つ設けております。

1つ目の審査基準について、参考資料1を御覧ください。

当基準は、島嶼部と山間部を除く地域において、掘削深度に応じた制限距離以上を既存源泉から取ることとしております。

2つ目の審査基準について、参考資料2を御覧ください。

当基準は、島嶼部と山間部を除く地域において、吐出口断面積及び1日の揚湯量の上限を定めています。

23区の低地部においては、吐出口断面積を6平方センチメートル以下、及び1日の揚湯量を50立方メートル以下としており、その他の地域においては、吐出口断面積を21平方センチメートル以下、及び1日の揚湯量を150立方メートル以下としております。

また、審査基準とは別に、指導基準を設けております。

参考資料3を御覧ください。

これは温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて、当審議会の温泉部会で取り決めたものです。

申請地の周囲1,000メートル以内に、水道水源井戸や区市町村が配慮を要している湧水があるかどうかを調査し、温泉掘削や揚湯による影響のおそれがあるかを検討するという内容であります。

それでは、個別の案件について御報告いたします。

最初の3件につきましては、一部、令和元年12月の審議会において報告した内容と重複しますが、改めて温泉部会における審議結果を報告いたします。

また、3件のうち2件は、動力装置の設置に関するもので、内容的に共通する部分がありますので、まとめて御報告いたします。

まず、諮問第451号、渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置と、諮問第454号、杉並区和泉の温泉動力の装置について、まとめて報告いたします。

資料5の1ページ目と3ページ目を御覧ください。

この2件に関して、許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について御説明いたします。

1番の許可基準の適合状況のうち「(1) 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について」は、事業者間による揚湯量配分の協議が整い、周辺における揚湯量の規制はクリアしましたので、適合しております。

「(2) 温泉動力の装置の許可に係る審査基準」については、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。

「(3) 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」は、渋谷区笹塚の申請地の周囲1,000メートル以内に湧水が1つ存在いたしますが、地域の環境の保全のため重要な役割を持つ湧水として、区による指定等は受けておりません。

杉並区和泉の申請地の周囲1,000メートル以内には、配慮を要する井戸や湧水は存在しておりません。

以上から、本申請の内容が基準に適合していることを確認いたしました。

2番の「温泉部会における審議内容」につきましても、2件ともに「事業者間で合意に至った揚湯量を順守されたい」といった意見がございました。

以上のことから、温泉部会では、渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置と、杉並区和泉の温泉動力の装置について、許可相当と判断いたしました。

ただし、本申請では、揚湯試験で算出された適正揚湯量を超えた揚湯が可能なポンプを用いる予定であることから、適正揚湯量の範囲内での揚湯となるよう、1分当たりの揚湯量を調整する必要があると考えます。

そのため、渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置については、揚湯試験の結果をもって、1分当たりの揚湯量を86.4リットル以下とすることという条件を付すべきであると判断いたしました。この条件については、令和元年12月の審議会において既に報告済みの内容でございます。

杉並区和泉の温泉動力の装置についても同様に、揚湯試験の結果をもって、1分当たりの

揚湯量を163.2リットル以下とすることという条件を付すべきであると判断いたしました。  
これらの条件につきましても、令和元年12月の審議会において報告済みでございます。

次に、諮問第452号、渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削について御説明いたします。

資料5の2ページ目を御覧ください。

1番目、許可基準の適合状況のうち「(1) 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について」は、先ほどの2件を含めた3者間の協議が整ったことをもって、周辺における揚湯量の規制はクリアしたため、適合しております。

「(2) 温泉動力の装置の許可に係る審査基準」については、温泉計画段階での計画揚湯量は基準を満たしております。

「(3) 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」は、半径1,000メートル以内に1つ湧水が存在するものの、地域の環境の保全のため重要な役割を持つ湧水として、区による指定等は受けておりません。

「(4) 温泉法第4条第1項第2号の可燃性天然ガスによる災害の防止に関する基準について」ですが、温泉掘削時には、温泉法施行規則で定められている可燃性天然ガスの対策に関する基準を遵守する必要があります。

当該申請は、敷地境界から掘削地点までの8メートルの距離の確保、ガス噴出防止装置の設置など、温泉法に基づき、適切な措置を講じる計画であり、基準に適合していることを確認いたしました。

以上から、本申請の内容は基準に適合していることを確認いたしました。

2番目の「温泉部会における審議内容」につきましては「近隣の湧水に影響がないよう配慮されつつ、事業者間で合意に至った揚湯量を順守されたい」との意見がありました。

以上のことから、温泉部会では、渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削について、許可相当と判断いたしました。

ここまでの3件が、掘削地点が近接し、参考資料2にお示しした1日の揚湯量を3件で150立方メートル以下とすることの協議が行われた案件でございました。

引き続きまして、諮問第484号、墨田区堤通の温泉動力の装置について御説明いたします。

諮問第484号、墨田区堤通の温泉動力の装置について、温泉動力の装置許可基準の適合状況などを御説明いたします。

資料5の4ページを御覧ください。

1つ目の許可基準の適合状況につきまして御説明いたします。

「（１）温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について」ですが、当該温泉の深度は1,500メートルのため、周辺の既存源泉との距離が1,000メートル以上であることが基準となりますが、深度1,000メートル以内に既存源泉は存在しないため、基準に適合していることを確認いたしました。

「（２）温泉動力の装置の許可に係る審査基準」についてですが、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。

「（３）温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」ですが、当該申請地の周囲1,000メートル以内には、配慮を要する井戸や湧水は存在しておりません。

以上から、本申請の内容は基準に適合していることを確認いたしました。

２つ目「温泉部会における審議内容」につきましては「（２）主な意見・質疑等」から報告いたします。

水位センサー及びポンプの停止・回復の電極の設置位置については、計画揚湯量から予想される水位を勘案し、より適切な位置に設置し、当該源泉の資源保護に努めること。

揚砂に伴うケーシング孔内の埋没等による源泉劣化を防ぐためにも、短時間の揚湯量にも注意すること。

これらの意見があり、その内容につきましては、事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、墨田区堤通の温泉動力の装置について、許可相当と判断いたしました。

ただし、本件の申請地点は、かつて地盤沈下の影響が顕著であった地域であることから、過剰揚湯とならないよう、特に注意する必要があると考えます。

過剰揚湯防止の最も有効な手段は適切なモニタリングであることから、許可の基準として「揚湯量のモニタリングは、日積算量を正確に把握できるように、連続自動記録等によるシステムに改善すること」という文言を付すことと判断いたしました。

これらの状況につきましても、事業者は承知しております。

最後の案件は、以上でございます。

以上をもちまして、私からの報告とさせていただきます。

○石井会長 御報告ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明、温泉部会長からの御報告を踏まえ、審議をお願いいたします。

発言のある方は、Zoomの機能で挙手をお願いします。

御意見や御質問をまとめてお伺いして、事務局にまとめて回答していただくようにさせていただきます。

それでは、何か御意見はございますでしょうか。

それでは、アオヤギ委員、お願いします。

○アオヤギ委員 アオヤギです。

1点質問があります。

第452号の渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削についてですが、こちらの申請者は、会社を見ますと、櫻護謨ということで、温浴施設の実績がないように思うのですが、この温浴施設は、一般に広く利用者が使うような温浴施設なのでしょうかということをお聞きしたいのです。

○石井会長 そのほかはよろしいでしょうか。

○アオヤギ委員 意見もまとめて言ったほうがいいですか。

○石井会長 では、お願いします。

○アオヤギ委員 その質問1点と、全ての案件について意見を言いたいのですが、いろいろな温泉の水質の調査をされている資料もホームページで見ました。カドミウムや様々な微量成分も検査されているのを見ております。

今、地下水の調査をされている多摩地域の方々がいまして、京都大学の原田准教授が有機フッ素化合物（PFAS）の検査をしていて、その中で多摩地域、立川より東のほうで、地下が深くなるにつれて、有機フッ素化合物がどんどん地下に沈んでいっているという結果をこのたび公表されておりますが、PFASの影響が、23区も含めていろいろな地域でどのくらい広がっているのかというのは、環境局で調べている部分もあるのですが、温泉ということで、肌に触れる水質に関わるものだと思いますので、私は、地下水のPFASの検査も今後検討していただきたいと意見を述べさせていただきます。

以上です。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、そのほかは、取りあえずよろしいでしょうか。

では、事務局から御回答をお願いしたいと思います。

○大久保水環境課長 事務局でございます。

御質問ありがとうございます。

まず1点目の御質問について、現在事業者からお伺いしている範囲では、一般の方が広く利用される温浴施設を考えていると伺っております。

次に2点目のPFAS検査に関してですが、アオヤギ委員は御存じのとおりかもしれないのですが、基本的には、現在は温泉成分を調査しているということですので、特段PFAS等の調査は行っておりませんし、制度上、そういったものを求められるものではございません。

あとは、基本的には、都内の温泉に関しては、飲用泉は衛生上の問題もございまして、認められていないことは確認しておりますので、そのことだけ申しあげたいと思います。

○石井会長 アオヤギ委員、よろしいでしょうか。

○アオヤギ委員 ありがとうございます。

第452号については、他の方も使うような施設だということを確認いたしました。

PFASについては、今後、どういう方法があるか、検討していただきたいと改めて要望しておきます。

以上です。

○石井会長 それでは、そのほかの委員の方、御質問、御意見はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問はないようですので、ここで皆様にお諮りしたいと思います。

異議のある方は、ミュートの解除の準備をお願いします。

諮問第451号、渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置について。

諮問第452号、渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削について。

諮問第454号、杉並区和泉の温泉動力の装置について。

諮問第484号、墨田区堤通の温泉動力の装置についてにつきまして、本審議会として、温泉部会長の御報告のとおり、許可相当であると認め、知事に答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

異議のある方は、異議ありの御発言をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(発言なし)

○石井会長 それでは、特に御発言はありませんでしたので、諮問第451号、渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置について。

諮問第452号、渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削について。

諮問第454号、杉並区和泉の温泉動力の装置について。

諮問第484号、墨田区堤通の温泉動力の装置について、につきまして、本審議会として、許

可相当であるということで答申いたします。

事後の手續については、事務局でよろしく申し上げます。

○大久保水環境課長 事務局です。

承知しました。

○石井会長 それでは、以上で、本日予定されていた全ての議事は終了いたしました。

そのほか、事務局から連絡事項など、何かございますか。

○松岡計画課長 委員の皆様、本日は御審議いただきまして、ありがとうございました。

事務局から連絡事項は特段ございません。

○石井会長 本日は御審議を賜り、ありがとうございました。

それでは、これもちまして、第154回「東京都自然環境保全審議会」を閉会いたします。

(午後2時48分閉会)